

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等
に対する意見及びその考え方

意見募集期間:令和3年10月20日(水)~同年11月18日(木)
案件番号:145209828

意見提出者一覧
意見提出者 5件(法人:5件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	一般社団法人テレコムサービス協会
2	ソフトバンク株式会社
3	株式会社NTTドコモ
4	株式会社オプテージ
5	楽天モバイル株式会社

意見	考え方	修正の有無
電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案		
<p>意見 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本省令案に賛同。(同旨 2 社) ● 需要の定義や冗長設備に関する考え方がMNOとMVNOで同等であるか否かについては、イコールフットィングの確保において非常に大きな影響を与えるものであり、総務省において重点的に検証することが必要。 	<p>考え方 1</p>	
<p>○ 「接続料の算定等に関する研究会」第五次報告書を踏まえ、モバイル接続料にかかる予測の算定方法、原価、需要それぞれの適正性向上を目的に改正する本省令案に賛同いたします。</p> <p>本省令案に基づき、二種指定事業者において、予測対象年度における見込みを精緻に反映いただくことにより、予測接続料の適正性向上に資するものと考えます。なお、検証可能性の確保、総務省殿における再現を可能とする観点から、必要に応じて算定方法について詳細に聞き取ることや、差異が生じた場合の原因を確認することについても接続料の適正性向上において重要であると考えます。</p> <p>また、原価算定の適正性向上のため、ステップ 2 及びステップ 3 における費用の抽出・配賦の考え方や算定方法等について、恣意性排除、客観性確保、総務省殿における再現を可能とすることは重要であると考えますので、本省令案の通り見直しを行い、まずは総務省殿が二種指定事業者各社の抽出作業プロセスを客観的に検証できるよう進めることは重要と考えます。「接続料の算定等に関する研究会」第五次報告書において、二種指定事業者各社の需要の算定方法や予測方法等が大きく異なっているとの確認結果が示されているところ、需要の定義や冗長設備に関する考え方がMNOとMVNOで同等であるか否かについては、イコールフットィングの確保において非常に大きな影響を与えるものと考えておりますので、本省令案の通り見直したうえで、総務省殿において重点的に検証いただくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 接続料の算定につきましては、二種指定事業者からの届出を踏まえ、御指摘の需要の定義や冗長設備に関する考え方を含めて、引き続き検証を行って参ります。</p>	無
<p>○ データ伝送交換機能の接続料等は、MVNOの原価の大半を占めるものであることから、接続料に関する予見性のさらなる確保やキャッシュフロー負担等の競争条件について、MNOとMVNOとの間の同等性を確保することが、モバイ</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>ル市場の競争活性化に重要と考えます。</p> <p>○ この点、二種指定事業者において、予測対象年度における見込みを精緻に反映することは、予測と実績の差額が大きくなる措置として有効であると考えことや、また、ステップ2及びステップ3における費用の抽出・配賦の考え方や手順をより明確化することは、原価算定の適正性向上に資するものと考えため、本省令案に賛同いたします。</p> <p>○ また、「接続料の算定等に関する研究会」第五次報告書において、MNO各社において需要の算定方法や予測方法等が大きく異なっているとの確認結果が示されているところ、「MNOが直面する需要（実際の設備や利用状況を踏まえたもの）」と「MVNOが直面する需要（接続料の課金基準となるもの）」が同等となっているか否かについては、MVNOの予見可能性やイコールフットイングの確保の観点から非常に重要であると考えておりますので、本省令案の通り見直しの上、総務省殿において重点的に検証いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見2</p> <p>● 総務省への報告については必要最低限のものとし、詳細な根拠データまでを求めるといった事業者にとって過度な負担を強いることのないよう実務上十分に配慮することを要望。</p> <p>● また、報告内容については抽出可否や収集するデータの目的等について事業者と事前に調整するよう以下の点を要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第17の4の9における「乖離が生じた理由」に関し、例えば乖離幅が極端に小さい場合、その理由をお示しすることは困難なケースも想定されることから、乖離が生じたことだけをもって一律的な対応を求めることがないよう事業者と事前に調整すること。 ・ 様式第17の4の10において、目的が不明確であったり、システム的に抽出不可能あるいは抽出に過度な負担が生じるような詳細データの提出を追加的に求めること等がないよう十分に配慮すること。 	<p>考え方2</p>	
<p>○ 昨今の制度対応状況として、将来原価方式による3ヵ年の予測接続料の算定、実績原価方式のデータ接続料・回線管理機能費の届出時期の3か月の前</p>	<p>○ 今般の制度改正により届出が必要となる事項については、「接続料の算定等に関する研究</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>倒し、新様式の追加等接続料に係る負担が増大していることに加え、実務としては様式以外にも追加でのデータや分析結果の提出が求められています。これらの状況も踏まえ、総務省殿への報告については必要最低限のものとし、詳細な根拠データまでを求めるといった事業者にとって過度な負担を強いることのないよう実務上十分に配慮いただくこと、また、報告内容については抽出可否や収集するデータの目的等について事業者と事前に調整いただくよう、具体的には下記事柄について要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第17の4の9における「乖離が生じた理由」に関し、例えば乖離幅が極端に小さい場合、その理由をお示しすることは困難なケースも想定されることから、乖離が生じたことだけをもって一律的な対応を求めることがないよう事業者と事前に調整いただくこと ・様式第17の14の10における「主要な費用及びその額は各費用の具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。記載に当たっては、どのような基準により直課・配賦が行われているか分かるよう、どのような設備に係る費用なのかを明確にして記載すること（例：基地局の保守に係る委託費）。また、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用、他の事業者が個別に負担している設備費、付加機能の用に供する設備費又はP GW設備に係る費用が含まれる場合、その額を個別に記載すること」に関し、目的が不明確であったり、システムの抽出不可能あるいは抽出に過度な負担が生じるような詳細データの提出を追加的に求めること等がないよう十分に配慮いただくこと <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>会」においてその必要性等を十分に議論した上でとりまとめた同研究会第五次報告書を踏まえたものであり、必要最低限のものと考えております。</p> <p>○ 接続料算定の適正性確保の観点から、予測値の算定方法に係る検証を適切に実施するために必要なデータ等については、二種指定事業者との調整を図った上で、当該二種指定事業者から提出を求めることとしております。</p>	
<p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続料の算定に係る検証の重要性は理解。 ● 全体傾向として、接続料算定に係る報告以外も含め、毎年、総務省への報告事項・項目が追加され、事業者の対応稼働が増加傾向にあり、本省令改正の対応においても相応の稼働増となることが見込まれる。 ● 事業者から提示する各データについて、分析や検証に真に必要なものなのかどうか、接続料算定に係る報告以外も含めて報告事項・項目を全体的に整 	<p>考え方3</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>理し、例えば重要性や必要性が以前に比べて低下したものは報告対象から外す等して、必要最小限にすることを要望。</p>		
<p>該当箇所 11頁・12頁 注4 主要な費用及びその額は各費用の具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。記載に当たっては、どのような基準により直課・配賦が行われているか分かるよう、どのような設備に係る費用なのかを明確にして記載すること（例：基地局の保守に係る委託費）。また、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用、他の事業者が個別に負担している設備費、付加機能の用に供する設備費又はP GW設備に係る費用が含まれる場合、その額を個別に記載すること。また、全ての費用区分について、各欄に記載する主要な費用の合計額が、当該主要な費用が構成する費用全体の三分の二以上となるようにすること。</p> <p>○ 接続料の算定に係る検証の重要性は理解しております。</p> <p>○ 一方、全体傾向として、接続料算定に係る報告以外も含め、毎年、総務省への報告事項・項目が追加され、事業者の対応稼働が増加傾向にあります。また、本省令改正の対応においても相応の稼働増となることが見込まれます。</p> <p>○ 総務省におかれましては、事業者から提示する各データについて、分析や検証に真に必要なものなのかどうか、接続料算定に係る報告以外も含めて報告事項・項目を全体的に整理し、例えば重要性や必要性が以前に比べて低下したものは報告対象から外す等して、必要最小限にして頂くことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 今般の制度改正により届出が必要となる事項については、「接続料の算定等に関する研究会」においてその必要性等を十分に議論した上でとりまとめた同研究会第五次報告書を踏まえたものであり、必要最低限のものと考えております。</p> <p>○ なお、その他の事項につきましても、その必要性等に応じて必要最低限のものを定めております。</p>	無
<p>意見4 ● データ伝送役務の接続料の算定根拠や予測方法等について透明性を高めることは大変効果がある。</p>	<p>考え方4</p>	

意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> ● 計算式、算定根拠、データの値などの各種パラメータについては事業者がそれぞれの戦略や事業モデルに基づき異なる扱いをしていると想定される中で、当該戦略や事業モデルに影響を及ぼすなど、事業者にとって過度な負担とならないよう配慮することを要望。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ データ伝送役務の接続料の算定根拠や予測方法等について透明性を高めることは大変効果があるものと考えます。一方で、計算式、算定根拠、データの値などの各種パラメータについては事業者がそれぞれの戦略や事業モデルに基づき異なる扱いをしていると想定される中で、当該戦略や事業モデルに影響を及ぼすなど、事業者にとって過度な負担とならないよう配慮願います。 <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 接続料算定の適正性確保の観点から、予測値の算定方法に係る検証を適切に実施するために必要なデータ等については、二種指定事業者との調整を図った上で、当該二種指定事業者から提出を求めることとしております。 	無
MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（平成14年6月策定）の改定案		
<p>意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本省令案に賛同。（同旨2者） ● 見込みを用いないことが接続料算定の適正性に確実に資すると想定される場合においては、二種指定事業者よりその具体的な根拠や理由を明示することが必要。（同旨2者） 	考え方5	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 二種指定事業者において、予測対象年度における見込みを適切に反映いただくことで、予測接続料の適正性向上に資するものと考えますので、本改正案に賛同いたします。 <p>なお、見込みを用いないことが接続料算定の適正性に確実に資すると想定される場合においては、二種指定事業者よりその具体的な根拠や理由を明示いただくことが必要であると考えますので、考慮いただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 	無
<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動系通信市場の健全な発展には、MNOとMVNOの競争を通じて料金の低廉化やサービスの多様化が実現することが必要であり、このためには、MVNOにおける予見性のさらなる確保が重要であると考えます。 ○ この点、二種指定事業者において、予測対象年度における見込みを適切に 		

意見	考え方	修正の有無
<p>反映いただくことで、予測接続料の適正性向上に資するものと考えますので、本改正案に賛同いたします。</p> <p>○ なお、予測対象年度における見込みを用いないことが接続料算定の適正性に確実に資すると想定される場合については、その具体的な根拠や理由を明示いただくことが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		